

生活文化常任委員会資料
2020年（令和2年）3月4日
市民生活局市民生活室 長寿医療課

議案第16号関連資料

明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の目的及び概要

高齢期移行者医療費助成事業については、兵庫県の補助事業として本市でも条例を制定して実施しており、所得の少ない高齢者の健康向上や福祉増進を図っているところです。

先般、助成要件である所得の判定にあたり引用している所得税法において、公的年金控除額の10万円引き下げ等の改正が行われましたが、兵庫県と歩調を合わせ、受給者に影響が出ないよう従前の基準で引き続き判定するために、改正前の所得税法の規定を適用できるよう、標記条例を改正しようとするものです。

2 実施時期

公布の日から施行します。

※令和3年7月以降の受給者の所得の判定について適用。

3 その他

助成の要件に変更はないため、特段の対応はありません。